

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業

特 定 事 業 の 選 定

令和8（2026）年6月5日

魚 沼 市

< 目 次 >

1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名	1
(2) 本事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3) 公共施設等の管理者	1
(4) 事業の目的	1
(5) 本施設の概要	1
(6) 事業内容	2
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	3
(1) 特定事業選定の基本的な考え方	3
(2) 本市の財政負担見込額による定量的評価	3
(3) DBO方式で実施することの定性的評価	4
(4) 総合評価	5

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

魚沼市長 内田 幹夫

(4) 事業の目的

本市では、令和8年3月に策定した「魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、事業者のノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的な「(仮称) 魚沼市新ごみ処理施設」の整備及び運営を行い、本市財政負担の縮減と公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

(5) 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目		概要
事業実施場所		新潟県魚沼市中島707番地1地内
エネルギー 回収型廃棄物 処理施設	処理対象物	可燃ごみ、医療系廃棄物、汚泥、破砕残さ、災害廃棄物
	処理方式	ストーカ式焼却炉又は流動床式焼却炉(准連続燃焼式)
	施設規模	42.0t/16h (21.0t/16h×2炉)
マテリアル リサイクル 推進施設	処理対象物	金属・その他、大型ごみ、ビン、生ビン、缶、古紙類、古着、食器、枝・木(木材)、食用油、危険・有害ごみ等
	処理方式	破砕、選別、圧縮梱包、保管
	施設規模	金属・その他、大型ごみ 5.0t/5h びん・缶 1.0t/5h ストックヤード 約70m ²
付帯施設 付帯設備	計量棟、駐車場、構内道路、調整池、門扉、囲障、植栽等その他 関連する施設や設備等	
供用開始	令和13(2031)年4月	

(6) 事業内容

① 事業方式

本事業における本施設の整備及び運営は、DBO方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行うとともに運営事業者として20年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を行うものとする。なお、落札者による特別目的会社の設立は任意とする。

② 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

- ・設計・建設業務期間 : 事業契約締結日から令和13(2031)年3月31日まで
- ・運営・維持管理業務期間 : 令和13(2031)年4月1日から令和33(2051)年3月31日まで(20年間)。なお、設計・建設業務については、令和9(2027)年度内に着工すること。なお、着工とは、現場着工(土地造成等の土木工事を含む)を指す。

③ 対象となる業務範囲

本事業における事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

1) 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 事業実施区域内の構築物の解体・撤去工事(解体設計を含む)
- (イ) 本施設の設計
- (ウ) 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- (エ) 本市の循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)等申請支援
- (オ) 本市が行うその他許認可申請支援
- (カ) 本施設の建設(工事内訳書作成含む)
- (キ) 建設工事に係る許認可申請等
- (ク) 住民対応(建設事業者の実施する業務に起因するもの)

2) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 維持管理業務
- (ウ) 余熱利用管理業務
- (エ) 測定管理業務
- (オ) 防災等管理業務
- (カ) 関連業務
- (キ) 情報管理業務
- (ク) 住民対応(運営事業者の実施する業務に起因するもの)

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に準じ、DBO方式で実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスに対する水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

選定は、次の項目を評価し、その内容について総合的評価を行う。

- ・本市の財政負担見込額による定量的評価
- ・DBO方式で実施することの定性的評価

なお、本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

(2) 本市の財政負担見込額による定量的評価

① 財政負担見込額算定の前提条件

本市が本事業を自ら実施する場合及びDBO方式により実施する場合における財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次のとおりである。なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表 1 事業費の前提条件

項目	本市が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合	算出根拠
① 設計・建設業務に係る費用	・設計・建設費	同左	・それぞれの方式での事業者見積等をもとに設定
② 運営・維持管理業務に係る費用	・施設運営費 ・人件費	同左	
③ 資金調達に係る費用	・交付金 ・地方債 ・一般財源	同左	・交付金は循環型社会形成推進交付金を活用すると設定 ・地方債の充当率 ^{※1} は、交付金対象事業費を対象に90%、交付金対象外事業費を対象に75%と設定し、償還期間は20年(据置3年)、利率は起債の近年動向を踏まえて設定
④ 支援業務に係る費用	・発注支援業務費 ・設計・施工監理等業務費	・発注支援業務費 ・設計・施工監理等業務費 ・運営モニタリング業務費	・契約額やコンサルタント見積等をもとに設定
⑤ その他経費	・なし	・保険料 ・SPC設立費 ・各種税金等	・事業者見積等をもとに設定
⑥ 利用者収入	・利用者収入（ごみ手数料等）は、算定の範囲に含めない。		

※1：過疎対策事業債の額が未定のため、一般廃棄物処理事業債のみの活用を前提に算出するものとする。

表2 VFM(※1)検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率(※2)	1.37%	長期国債(20年物)の利回りの過去20年間平均値とする。
②資金調達(起債)	2.20%	過疎対策事業債及び一般廃棄物処理事業債を活用する。ただし、過疎対策事業債の額が未定のため、一般廃棄物処理事業債のみの活用を前提に算出する。 (財政融資資金貸付金利(元利均等償還、半年賦、全期間固定金利貸付)の令和7年度平均)
③物価上昇率	—	物価変動は、リスク調整値として取扱うため物価上昇を考慮しない。
④リスク調整値(※3)	—	公表に際し、十分なデータが収集できないことから、事業者に移転するリスクは定性的評価とする。

※1：VFM：Value for Moneyの略。本市が直接実施する場合とDBO方式で実施する場合の財政負担額の差額。

※2：割引率：将来の価値を現在の価値に換算する現在価値換算を行う際の利率。

※3：リスク調整値：DBO方式により本市から事業者に移転するリスクが、顕在化した場合にかかる費用を、本市が直接実施する場合のリスクに対応する費用として定量化した値。

② 財政負担見込額の比較

前項の前提条件に基づき、本市が本事業を直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算のうえ比較した結果、本市の財政負担は、約1.2%の縮減が見込まれる結果となった。

(3) DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合、本市の財政負担額削減の可能性が期待できる定量的な効果に加え、次の定性的な効果が期待できる。

① 長期的な視点に基づく運営維持管理の質の向上

DBO方式で長期的かつ包括的に委託することで、民間事業者が運営期間全体を通じ、ノウハウを持った人材の継続雇用や長期的な視野での業務改善、効率的な調整等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による公共サービス水準の向上が期待できる。

② リスク分担の明確化による事業の安定性の向上

事業の実施に当たり、事故や金利の変更、物価、天災など、事前に予測できない不確定要素による事業の損失が発生する可能性について、あらかじめ市と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより迅速かつ適切な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

③ 民間事業者に移転するリスクの抑制

民間事業者が有するリスクコントロールのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制や顕在時における被害額の抑制が期待できる。

(4) 総合評価

本事業は、DBO方式で実施することにより、約1.2%の縮減を期待できるとともに、公共サービスの水準の向上も期待できる。

したがって、本事業をDBO方式で実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。